令和２年５月７日

**新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針**

伊 奈 町

**１　目的**

　感染症が流行している状況で、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に本方針を定める。

**２　基本的な考え方**

1. 避難所の過密状態防止
2. 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
3. 避難所スペース及び新たな避難所の確保
4. 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
5. 感染が疑われる避難者への適切な対応

**３　具体的対策**

1. **避難所の過密状態防止**
2. 在宅避難又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
3. 在宅避難所など避難者（車中泊含む）への物資支援は、指定避難所で対

応する。

1. **避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底**
2. 手洗い及び咳エチケットの徹底

　・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、口頭にて注意喚起

を促す。

1. 十分な換気の実施

・避難所内、特に居住スペースについて十分な換気に努める。

1. 十分な居住スペース及び社会的距離の確保

　　　・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保

する。

・他の人に飛沫が飛ばないよう、避難者同士の間隔を２メートル程度確保

する。

1. 入所時及び定期的な健康チェック

・避難所受入れ時検温及び必要に応じて「問診票」の記入を行う。

・毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康チェックシート」により健康

管理する。

1. 災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用

・避難所に配備されているマスク、消毒液、ウエットティッシュ、ゴム

手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。

・消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

1. **避難スペース及び新たな避難所の確保**
2. 発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
3. 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、

避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。

1. 臨時避難所を開設し運営にあたる。
2. 災害応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を

協議する。

1. **避難者自身の感染予防・感染拡大措置の理解と協力**
2. 避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参す

る。

1. こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
2. 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで

　口と鼻を覆う。また、咄嗟に出るときは袖や上着の内側で覆う。

1. 向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに

避難所運営スタッフに報告する（健康チェックシートによる自己管理）。

1. **感染が疑われる避難者へ適切な対応**
2. 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から町対策本部に連絡し、保健所等と調整する。